

ふれあいトーク宅配便

区職員が地域に伺います

| 講座名 | 内容 | 問い合わせ先(担当課係) | 電話番号 |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------|------------|
| 個人情報保護と情報公開 | 新宿区の個人情報保護制度および情報公開制度の概要 | 区政情報課広報係 | (5273)4064 |
| 地域の防犯活動について | 地域の安全・安心に関連する分野 | 危機管理課危機管理係 | (5273)4592 |
| 協働事業提案制度について | 協働事業提案制度の仕組み | 地域調整課コミュニティ係 | (5273)4127 |
| 統計グラフを作ってみよう | 統計表を基にしたグラフの作り方(学生向け) | 地域調整課統計係 | (5273)4096 |
| 住居表示について | 住居表示 | 地域調整課住居表示係 | (5273)3521 |
| 国民健康保険の話 | 国民健康保険制度 | 国保年金課庶務係 | (5273)3880 |
| ホームレスの自立について | ホームレスの自立支援 | 生活福祉課自立支援係 | (5273)4570 |
| 成年後見制度利用推進事業 | 成年後見制度 | 新宿区社会福祉協議会 | (5273)4522 |
| 老人ホームについて | 老人ホームの種類とそれぞれの利用方法 | 高齢者サービス課高齢者相談係 | (5273)4593 |
| 老人保健医療制度の概要について | みんなで支える老人保健医療とは | 高齢者サービス課医療助成係 | (5273)4562 |
| 後期高齢者医療制度について | 20年4月に創設される後期高齢者医療制度とは | 高齢者医療保険制度準備担当 | (5273)4203 |
| 介護保険について | 保険料や申請手続き、サービスの利用方法など | 介護保険課推進係 | (5273)4596 |
| AIDS・性感染症予防の知識 | エイズ・性感染症を予防するための正しい知識 | 予防課保健指導係 | (5273)3862 |
| 感染症予防の知識 | 最近の感染症事情と感染症を予防するための正しい知識 | 予防課保健指導係 | (5273)3862 |
| 環境マネジメントシステムについて | 新宿区のISO14001の取り組み、事業者への支援 | 環境保全課環境推進係 | (5273)3763 |
| 省エネを実践しましょう | 省エネナビ、環境家計簿等を活用して家計費も節約 | 環境保全課環境推進係 | (5273)3763 |
| 地球温暖化の防止について | 地球温暖化の深刻な状況、新宿区の対策 | 環境保全課環境推進係 | (5273)3763 |
| 資源とごみの分別方法が変わります | 平成20年度から変わるプラスチック等の新分別 | リサイクル清掃課事業計画係 | (5273)3318 |
| 都市マスタープランについて | 21世紀のまちづくりへ向けて | 都市計画課都市計画係 | (5273)3527 |
| 密集市街地での防災まちづくり | 防災まちづくり支援システムであなただけのまちの安全性をシミュレーション | 地域整備課 | (5273)3829 |
| 会計室の仕事について | 会計室の仕事 | 会計室会計管理係 | (5273)3507 |
| これからの教育の方向について | 求められている特色ある学校づくり | 教育指導課教育活動支援係 | (5273)3084 |
| 新宿区における生涯学習の推進 | 区民の学習を支援する生涯学習・スポーツ推進施策の現状 | 生涯学習振興課生涯学習・スポーツ係 | (5273)3112 |
| スポーツ行政論～なぜスポーツが必要なのか | スポーツ専門の社会教育主事がスポーツの意義やその社会的効果を説明 | 生涯学習振興課地域教育係 | (5273)3147 |
| 新宿の歴史および博物館事業について | 新宿の歴史と博物館事業等のあらまし | 新宿歴史博物館学芸課 | (3359)2131 |

区の職員が地域や区民の皆さんのもとへ出向き、行政の取り組みや職員の専門的知識を生かした話などをお届けします。講座には、暮らしの身近な問題から専門的な話まで、バラエティー豊かな内容を用意しています。PTA・町会・高齢者クラブ・地域で活動する団体・学習グループ・学校の授業などでご利用ください。今回紹介するメニューのほかにも、さまざまな講座があります。「ふれあいトーク宅配便講座メニュー」は、生涯学習振興課・特別出張所などで配布するほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。**【問合せ】生涯学習振興課生涯学習・スポーツ係(第1分庁舎4階) ☎(5273) 3112へ。**

利用方法

▶申し込みができるのは

原則として、半数以上の方が区内に在住・在勤・在学の10名以上の団体やグループ

▶派遣日時は

年末年始を除く毎日、午前9時～午後9時。1講座2時間以内

▶派遣場所は

区内の会場を用意してください。会場の確保や設営などの準備は、申し込みをする団体・グループの皆さんが行ってください。なお、会場が特定される講座もあります。申し込みの際に確認してください。

▶費用は

無料です。ただし、講座に必要な材料を用意していただく場合があります。

▶申し込み方法は

代表の方は、派遣を希望する日の20日前までに、所定の申込書を各講座の担当課・係に直接提出してください。申込書は各担当課で配布しています。また、新宿区ホームページからも取り出せます。※業務などの都合で、派遣日時等のご希望に沿えない場合があります。事前に各担当課・係へご相談ください。※特定の政治・宗教活動や営利を目的とした催しなどには、職員を派遣することはできません。※この事業には、申し込まれた講座に関する質問や意見交換等を含みますが、苦情や陳情を受ける場ではありません。ご理解ください。

夏休み親子体験教室 「神田川たんけん隊」

【日時】7月24日(火)午前8時30分に環境学習情報センター前に集合、午後4時30分ごろ解散予定(荒天時は25日(水)に延期)

【対象】区内の小学4～6年生と保護者の方、20組(2人1組)

【内容】神田川の水源(井の頭池)を訪ねて水質調査や水中の生き物、水辺の様子を調査(バス利用)

【費用】無料

【持ち物】弁当・水筒・筆記用具

【申込み】往復はがきに記載例(6面参照)のほか、子どもの氏名(ふりがな)・学校名・学年を記入し、7月5日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階) ☎(3348) 6277へ。応募者多数の場合は、初めて参加する方を優先して抽選。

●お詫びと訂正

広報しんじゅく6月5日号2面「子育て教室」で、申し込み先の地域子育て支援センター原町みゆきの正しい電話番号は☎(3356) 2663です。

また、同号4面の「介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額軽減制度」で、表2の多床室(相部屋)の軽減後の金額が第2段階の方は390円、第3段階の方は650円の記載は誤りでした。正しい負担限度額はいずれも320円です。お詫びして訂正します。

平成19年第2回区議会定例会

提出議案

19年第2回区議会定例会に、区長が提出した議案は次のとおりです。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273) 3505へ。

◆予算案1件

◎平成19年度補正予算

●平成19年度新宿区一般会計補正予算(第1号)

◆条例案11件

◎新設の条例

●新宿区外部評価委員会条例

◎一部改正の条例

●新宿区情報公開条例の一部を改正する条例

●新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例

●政治倫理の確立のための新宿区長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

●災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区区民の声委員会条例の一部を改正する条例

●新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区次世代育成協議会条例の一部を改正する条例

●新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

●新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

●新宿区次世代育成協議会条例の一部を改正する条例

●新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

●新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

◆その他4件

●新宿区立中強羅区民保養所耐震補強及び大規模改修工事請負契約

●新宿区立新宿文化センター高圧受変電設備改修その他工事請負契約

●新宿区役所本庁舎等冷暖房設備改修その他工事請負契約

●新宿区デジタル移動系無線更新工事請負契約

※提出議案を追加する場合もあります。

国民健康保険料の通知書を送ります

19年度分(4月～20年3月)の納入通知書を6月15日(金)に発送します。6月23日(土)までに届かない方はご連絡ください。

1年分の保険料は、6月～20年3月の10期に分けています。口座振替の世帯は7月2日(月)から引き落としを始めます。

※保険料には所得等から計算するものがあります。18年中の収入申告(所得税・住民税の申告)をしていない方は、お早めに申告してください。

■住民税改正に伴う経過措置

(1)昭和15年1月1日以前に生まれ、平成17年度住民税額の算出の際、「公的年金等控除」または「高齢者控除」を受けていた方は、保険料の計算に用いる住民税の所得割額から、次の金額を差し引いて保険料を計算します(前年の合計所得金額が125万円以下の方は、住民税による経過措置があるため対象になりません)。

①「公的年金等控除」を受けている方…7,000円(年金所得が20万円未満の方は年金所得の100分の3.5)

②「高齢者控除」を受けている方…16,000円

(2)課税総所得金額700万円以下の方は、保険料の計算に用いる住民税の所得割額から次の金額を控除します。

①課税総所得金額200万円未満の

方…課税総所得金額の2.5%

②課税総所得金額が200万円以上の方…50,000円

■納期限は納期月の末日

保険料の通知書に6月～10月納期分と一括納付用の納付書(6月～20年3月分)を同封しています。納期月の末日までに納めてください。

■口座振替(自動払込)のご利用を

保険料の納付に口座振替(自動払込)を利用すると、納め忘れがなく便利です。納入通知書に同封した「預金口座振替(自動払込)依頼書(国民健康保険料)」に所定事項を記入・押印して区役所へ郵送、または銀行・都内の信用金庫・信用組合・郵便局の窓口へ直接提出してください。1～2か月後に口座振替(自動払込)開始月を通知します。振替日は納期月の末日(休業日のときは翌営業日)です。

■納付書での納入方法

お送りした納付書で、お近くの銀行等の金融機関・郵便局・区役所・特別出張所・区指定のコンビニエンスストア(納付書左下にバーコードが付いている場合)で納めてください。

【問合せ】保険内容…国保年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・納付方法…国保年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158へ。